

表 3-5-3 最終処分場概要（石巻市雄勝一般廃棄物最終処分場）

項 目	内 容
名 称	石巻市雄勝一般廃棄物最終処分場
所 在 地	石巻市雄勝町雄勝字小淵125
着 工	平成5年8月
竣 工	平成7年11月
設置届埋立期間	平成8年1月～平成28年3月
全 体 面 積	66,851 m ²
埋 立 面 積	3,580 m ²
埋 立 容 量	20,700 m ³
残 余 容 量	5,700 m ³ （平成26年度末）
浸出水処理方式	カルシウム除去⇒生物脱窒⇒凝集沈殿⇒砂ろ過⇒活性炭吸着⇒滅菌⇒放流
浸出水処理能力	20m ³ /日
処理排水水質	ph5.8～8.6、BOD10ppm以下、COD20ppm以下、SS10ppm以下、 T-N20ppm以下、大腸菌群数3,000個/cm ³ 以下、色度30度以下

（資料：平成27年度 清掃事業概要）

表 3-5-4 最終処分場概要（石巻市河南一般廃棄物最終処分場）

項 目	内 容
名 称	石巻市河南一般廃棄物最終処分場
所 在 地	石巻市北村字海上47-1
着 工	平成5年10月
竣 工	平成7年1月
設置届埋立期間	平成7年4月～平成34年3月
全 体 面 積	96,354 m ²
埋 立 面 積	14,200 m ²
埋 立 容 量	51,600 m ³
残 余 容 量	3,270 m ³ （平成26年度末）
浸出水処理方式	生物脱窒⇒凝集沈殿⇒砂ろ過⇒活性炭吸着⇒滅菌⇒放流
浸出水処理能力	30m ³ /日
処理排水水質	ph5.8～8.6、BOD10ppm以下、COD20ppm以下、SS10ppm以下、 T-N10ppm以下

（資料：平成27年度 清掃事業概要）

表 3-5-5 最終処分場概要（石巻市牡鹿一般廃棄物最終処分場）

項 目	内 容
名 称	石巻市牡鹿一般廃棄物最終処分場
所 在 地	石巻市十八成浜清崎山1-68
着 工	平成13年 7 月
竣 工	平成14年 9 月
設置届埋立期間	平成14年10月～平成29年 3 月
全 体 面 積	9,773 m ²
埋 立 面 積	1,460 m ²
埋 立 容 量	4,640 m ³
残 余 容 量	1,597 m ³ （平成26年度末）
浸出水処理方式	凝集沈殿⇒砂ろ過⇒活性炭吸着⇒電気透析⇒循環利用
浸出水処理能力	3 m ³ /日
処理排水水質	ph6.5～8.5、BOD30ppm以下、COD10ppm以下、SS10ppm以下、 T-N20ppm以下

（資料：平成27年度 清掃事業概要）

2. 最終処分実績

最終処分場の平成26年度の埋立実績は6,688tで、内訳としては焼却・し尿処理残渣が最も多く全体の約5割を占めている。また、平成24年度の埋立実績には震災がれきの焼却残渣が約27,000t含まれているため、他年度よりも埋立量が非常に大きい値となっている。

表 3-5-6 最終処分実績

(単位：t)

施設名	搬入区分	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
石巻市 一般廃棄物 最終処分場	直接最終処分量	3,115	2,996	3,235	1,770	2,857	3,026	2,781
	中間処理施設 処理残渣処分量	392	235	224	235	210	217	405
	焼却・し尿処理施設 処理残渣処分量	17	795	169	107	604	360	2
	計	3,524	4,026	3,628	2,112	3,671	3,603	3,188
石巻市 河北地区 一般廃棄物 最終処分場	直接最終処分量	0	0	0	0	0	0	0
	中間処理施設 処理残渣処分量	100	0	0	0	0	0	0
	焼却・し尿処理施設 処理残渣処分量	1,433	2,882	2,414	5,006	3,021	0	0
	宮城県(震災がれき) 焼却処理残渣処分量	-	-	-	-	11,735	0	0
計	1,533	2,882	2,414	5,006	14,756	0	0	
石巻市雄勝 一般廃棄物 最終処分場	直接最終処分量	25	68	15	0	0	0	1
	中間処理施設 処理残渣処分量	43	212	135	6	0	126	15
	焼却・し尿処理施設 処理残渣処分量	0	0	0	0	0	1,891	3,341
	計	68	280	150	6	0	2,017	3,357
石巻市河南 一般廃棄物 最終処分場	直接最終処分量	16	39	30	30	74	15	8
	中間処理施設 処理残渣処分量	96	105	108	201	131	93	0
	焼却・し尿処理施設 処理残渣処分量	765	0	0	0	86	0	0
	宮城県(震災がれき) 焼却処理残渣処分量	-	-	-	-	15,590	0	0
計	877	144	138	231	15,881	108	8	
石巻市牡鹿 一般廃棄物 最終処分場	直接最終処分量	0	0	0	0	0	0	0
	中間処理施設 処理残渣処分量	34	38	14	14	6	6	12
	焼却・し尿処理施設 処理残渣処分量	234	186	196	140	128	141	123
	計	268	224	210	154	134	147	135
計	直接最終処分量	3,156	3,103	3,280	1,800	2,931	3,041	2,790
	中間処理施設 処理残渣処分量	665	590	481	456	347	442	432
	焼却・し尿処理施設 処理残渣処分量	2,449	3,863	2,779	5,253	3,839	2,392	3,466
	宮城県(震災がれき) 焼却処理残渣処分量	-	-	-	-	27,325	0	0
計	6,270	7,556	6,540	7,509	34,442	5,875	6,688	

(資料：各年度清掃事業概要)

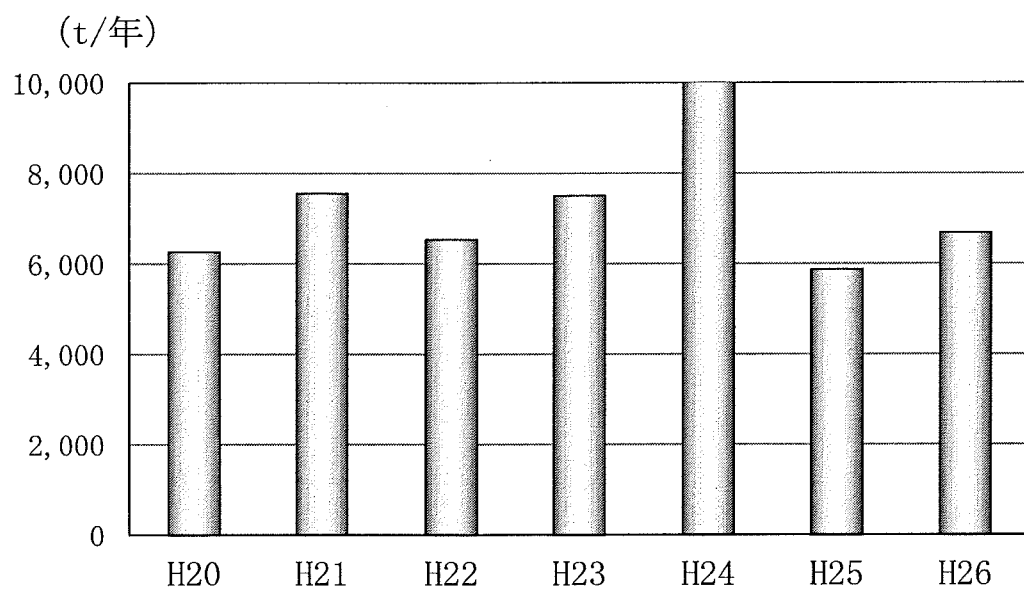


図 3-5-1 最終処分実績の推移

第6節 ごみ処理経費

1. ごみ処理経費

平成26年度のごみ処理事業費は約16億8千万円で、一人当たりの処理経費は11,270円である。過去7カ年の推移としては、増減を繰り返している。

表3-6-1 ごみ処理事業費・一人当たりの処理経費の推移

(単位：円)

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人件費	200,662,642	193,699,816	161,280,463	128,439,734	131,118,766	115,122,412	104,735,878
物件費	996,608,479	1,054,261,606	901,063,210	796,431,364	943,571,336	838,232,338	877,188,720
物件費(委託費)	606,582,533	636,350,075	633,733,755	905,790,647	671,015,069	666,539,447	700,620,768
計	1,803,853,654	1,884,311,497	1,696,077,428	1,830,661,745	1,745,705,171	1,619,894,197	1,682,545,366
一人当たり処理経費(円/人)	10,926	11,518	10,748	12,042	10,709	10,778	11,270
4月1日現在の人口(人)	165,099	163,594	157,801	152,025	151,263	150,303	149,292

(資料：各年度清掃事業概要)

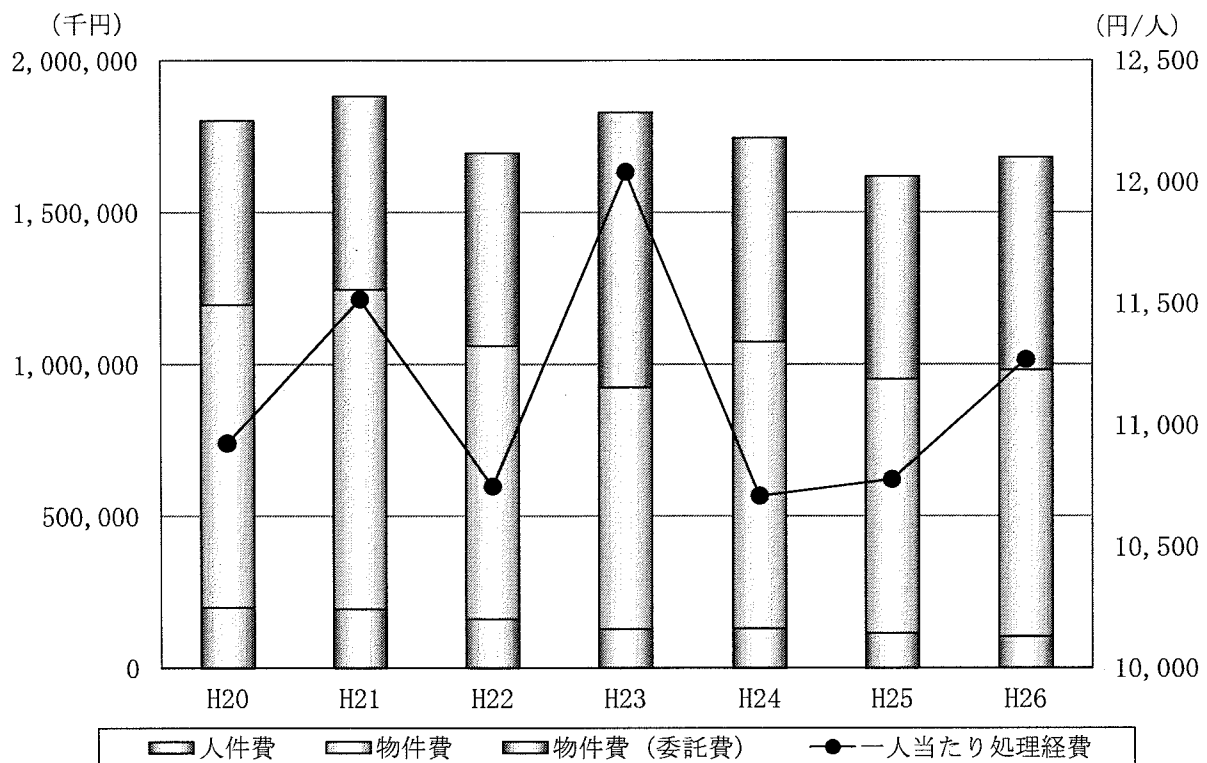


図3-6-1 ごみ処理経費

第4章 関係法令の整理

第1節 廃棄物の処理・リサイクルに関する法律体系

廃棄物の処理・リサイクルに関する法律としては、循環型社会形成推進基本法や廃棄物処理法などが挙げられる。それぞれの法律の関係は、図4-1-1に示すようになっている。これを見ると、環境基本法、循環型社会形成推進基本法の枠組みをもとに、一般的な仕組みを廃棄物処理法と資源有効利用促進法で定められるとともに、個別分野ごとに法律が整備されている。

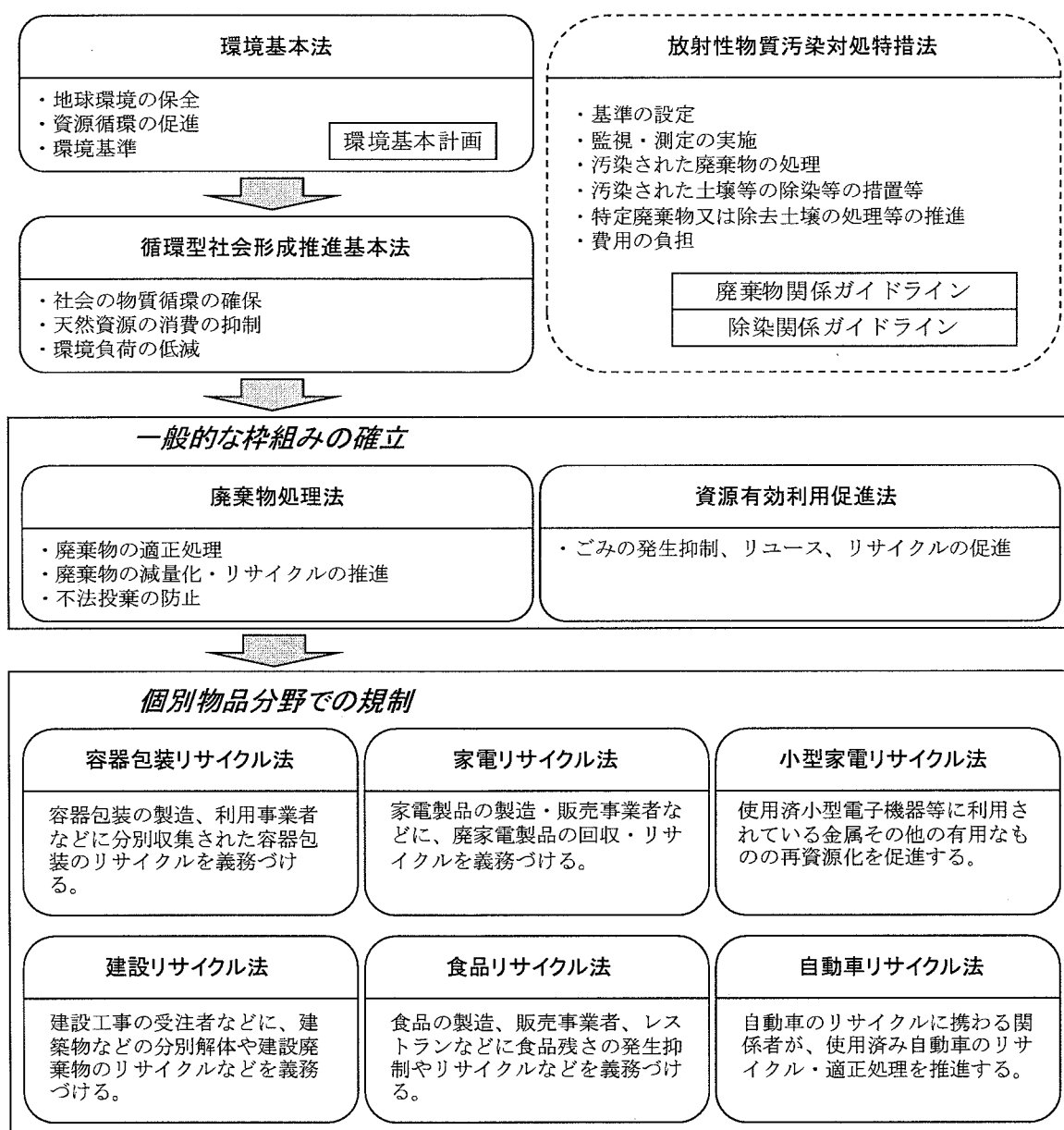


図4-1-1 廃棄物の処理・リサイクルに関する法律の関係

第2節 関連計画の状況

1. 国の定める計画

国は、「廃棄物処理法」第5条の2第1項の規定に基づき、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（環境省告示第34号）」を策定している。

この方針は、平成22年12月20日に公表されたものが最新であり、当該方針で定められている「廃棄物の適正な処理に関する目標」について以下に示す。

表4-2-1 廃棄物処理法基本方針における基準年度と目標値の比較

項目	基準年度 (平成19年度)	目標値 (平成27年度)
排出量	5,082万トン	平成19年度実績に対し 約5%削減(4,828万トン)
再生利用率	20.3%	25.0%
最終処分量	635万トン	平成19年度実績に対し 約22%削減(495万トン)

再生利用率：資源の回収等による資源化量をごみ排出量で除した値

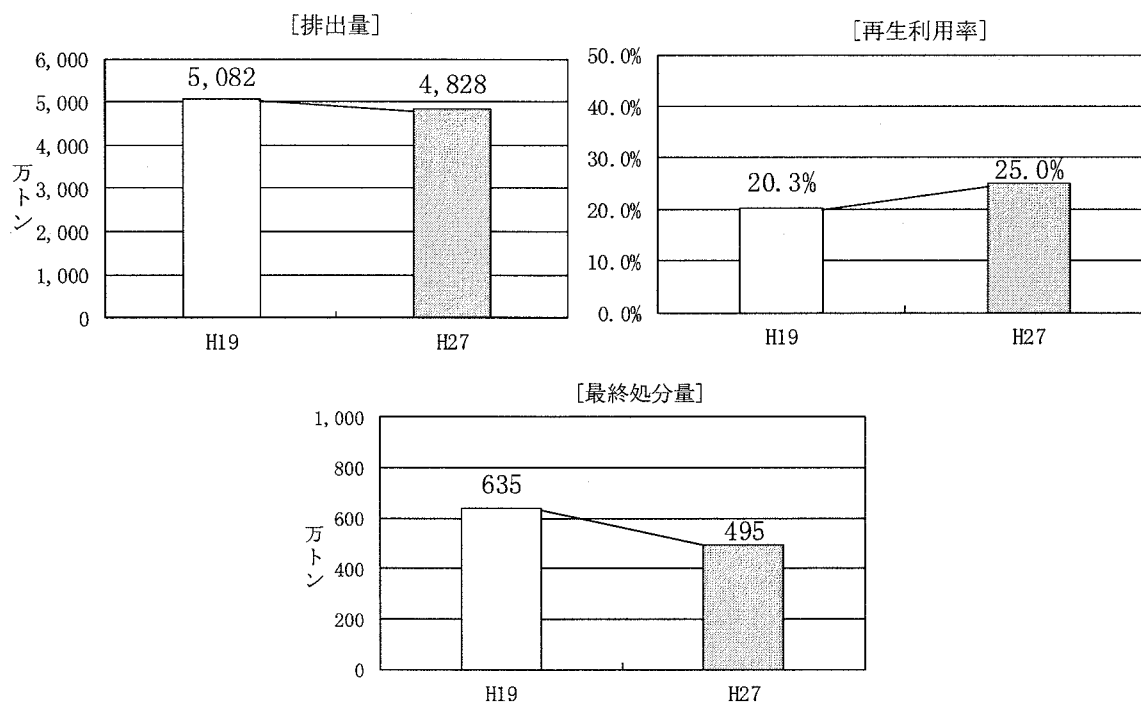


図4-2-1 廃棄物処理法基本方針における基準年度と目標値の比較

2. 県の定める計画

宮城県では、平成18年3月に「宮城県循環型社会形成推進計画」（以下、「県計画」と略す。）を策定、平成22年度には見直しを行い、その中で県内廃棄物の発生状況の整理、課題の把握、基本方針や将来目標値の設定などを行っている。

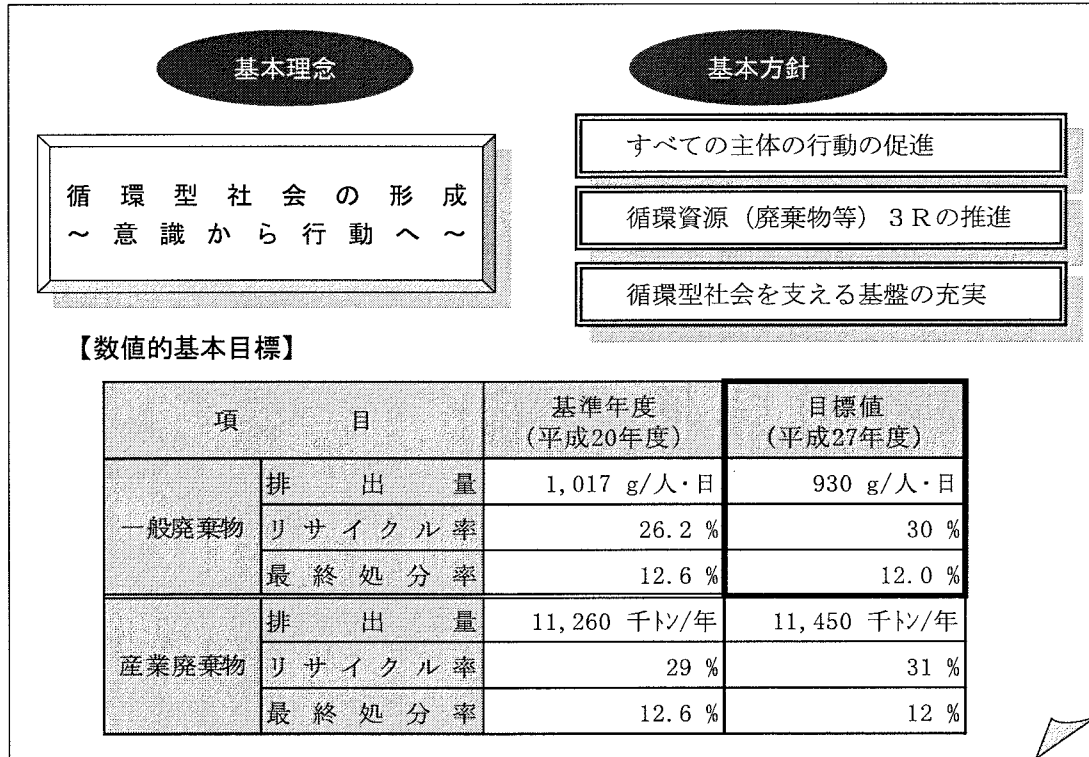


図 4-2-2 県計画の概要

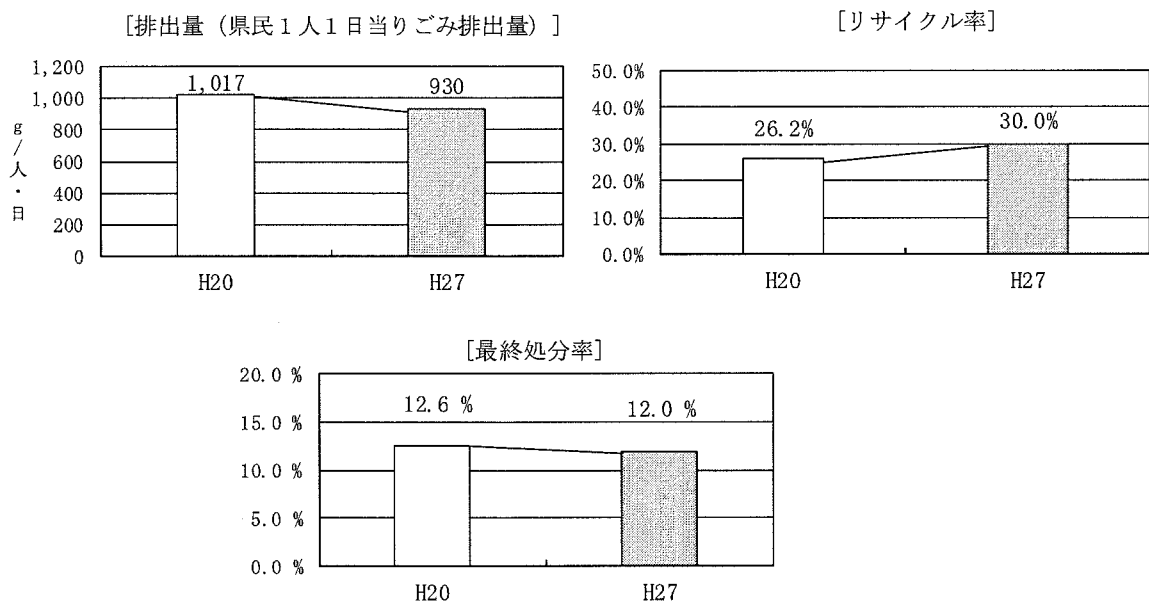


図 4-2-3 県計画における基準年度と目標値の比較

3. 宮城県ごみ処理広域化計画

宮城県ごみ処理広域化計画（平成 11 年 3 月策定、以下「広域化計画」という。）による宮城県内のブロック割を下図に示す。

本市は東松島市と女川町の 2 市 1 町で石巻ブロックに属しており、平成 14 年度に石巻広域が石巻広域クリーンセンターを建設、2 市 1 町分の可燃ごみの広域処理を行い、中間処理の広域化が完了する形となっている。今後も県の広域化計画に基づき、関係自治体等とごみ処理広域化について検討・協議を進めていく。

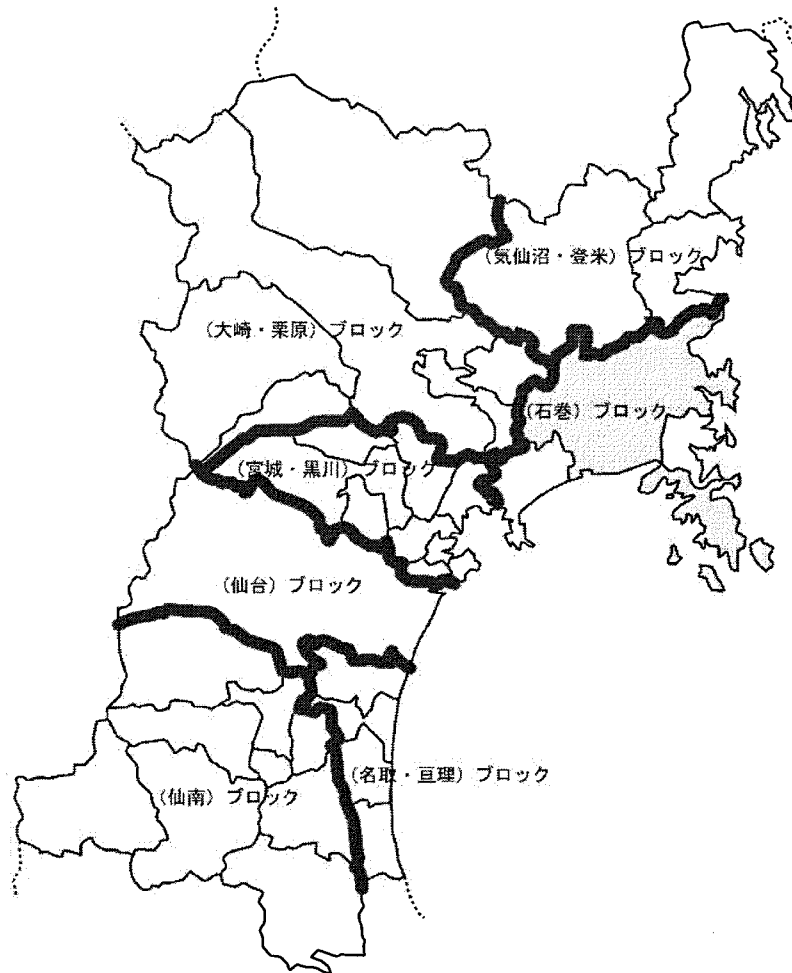


図 4-2-4 宮城県広域化計画ブロック図

4. ごみ処理基本計画策定指針

ごみ処理基本計画を策定する際に記載すべき内容としてごみ処理基本計画策定指針が平成 5 年に策定され、平成 20 年に大幅な改訂が行われている。その後平成 26 年に関連する最新の指針や目標値、災害関連の記載について、若干の変更が行われている。

平成 20 年の大幅変更について、その変更点を 103～105 ページに示す。

第5章 ごみ処理の課題

第1節 処理システム指針による課題の抽出

平成 25 年 6 月、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定の指針となる「ごみ処理基本計画策定指針（以下、「計画策定指針」という。）」が改訂された。

当該指針の中で一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定にあたっては、平成 19 年 6 月に策定された「一般廃棄物会計基準」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（以下、「処理システム指針」という。）」及び「一般廃棄物処理有料化の手引き（以下、「有料化の手引き」という。）」を有効に活用しながら策定していくことが望ましいとされていることから、主にこの処理システム指針を用いて、本市の課題を抽出していく。

1. 標準的な分別収集区分による課題の抽出

1) 標準的な分別収集区分の内容と本市の適合状況

ごみ処理基本計画策定時に参考にする処理システム指針の中では、排出ごみの分別収集区分によりその内容が標準化され、Ⅰ～Ⅲ類型としてまとめられている。

各標準類型の内容と、それを本市の分別収集区分に当てはめた場合の結果を表 5-1-1 に示す。

表 5-1-1 処理システム指針における一般廃棄物の標準的な分別収集区分

類型Ⅰ	類型Ⅱ	類型Ⅲ	本市の適合状況
① 資源回収する容器包装 ①-1 アルミ缶・スチール缶 ①-2 ガラスびん ①-3 ペットボトル	① 資源回収する容器包装 ①-1 アルミ缶・スチール缶 ①-2 ガラスびん ①-3 ペットボトル ①-4 プラスチック製容器包装 ①-5 紙製容器包装	① 資源回収する容器包装 ①-1 アルミ缶・スチール缶 ①-2 ガラスびん ①-3 ペットボトル ①-4 プラスチック製容器包装 ①-5 紙製容器包装	【類型Ⅱ相当】 ① 資源回収する容器包装 ①-1 設定済 ①-2 設定済 ①-3 設定済 ①-4 未設定 ※サーマルリサイクル ①-5 設定済
② 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ (集団回収含む)	② 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ (集団回収含む)	② 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ (集団回収含む)	② 設定済
		③ 資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス	③ 未設定
		④ 小型家電	④ 未設定
⑤ 燃やすごみ (廃プラスチック類を含む)	⑤ 燃やすごみ (廃プラスチック類を含む)	⑤ 燃やすごみ (廃プラスチック類を含む)	⑤ 設定済
⑥ 燃やさないごみ	⑥ 燃やさないごみ	⑥ 燃やさないごみ	⑥ 設定済
⑦ その他専用の処理のために分別するごみ	⑦ その他専用の処理のために分別するごみ	⑦ その他専用の処理のために分別するごみ	⑦ 未設定
⑧ 粗大ごみ	⑧ 粗大ごみ	⑧ 粗大ごみ	⑧ 設定済

①の資源回収する容器包装では、①-1～3、5の回収が行われており、①-4(プラスチック製容器包装)の回収は行われていないものの、焼却施設におけるサーマルリサイクルが行われている。また、③の食品系資源によるバイオマス利活用及び④の小型家電の回収については行われていない。⑦のその他専用の処理のために分別するごみについては、特別設定していない。

一方、②、⑤、⑥、⑧については一通り実施されている。

これらを総合すると、紙製容器包装の回収が行われているものの、プラスチック製容器包装の回収、バイオマス利活用、小型家電の回収は行われていないことから、本市の現在の姿は、類型Ⅰ～Ⅱの区分に該当するといえる。

2) 標準的な分別収集区分からみた本市の課題

処理システム指針の中では、分別収集区分について、以下のように示されている。

「分別収集区分が類型Ⅰの水準に達していない市町村にあつては類型Ⅰ又は類型Ⅱを、類型Ⅰ又はこれに準ずる水準の市町村にあつては類型Ⅱを、分別収集区分の見直しの際の目安とする。同様に、類型Ⅱ又はこれに準ずる水準の市町村、その他の意欲ある市町村にあつては、さらにバイオマスの有効利用の観点から分別収集区分を見直すこととし、その際には類型Ⅲを分別収集区分の目安とする。」

ただし、本市においてプラスチック製容器包装は、分別収集していないものの、焼却施設においてサーマルリサイクルを行っており、当面は現行の処理方法を継続する方針である。

したがって、類型Ⅰ～Ⅱに該当する本市が目指して行くべき、分別収集区分の課題は、

- 類型Ⅱへの完全移行を目指しながら、類型Ⅲへの移行を模索していくこと
(小型家電の回収検討)

であるといえる。

2. 適正な循環的利用・適正処分の方法による課題の抽出

1) 適正な循環的利用・適正処分の方法の内容と本市の適合状況

処理システム指針では、収集したごみの適正な循環的利用・適正処分の方法について、分別収集区分と同様にその具体例を示している。

その内容と、本市の適合状況を表 5-1-2 に示す。可燃ごみの焼却処理や残渣の埋立処分、資源ごみの処理などが適正循環利用・適正処分として該当している。

また、プラスチック製容器包装については、前項で示した通り、焼却施設におけるサーマルリサイクルを継続する方針である。

したがって、将来的に類型Ⅱ、類型Ⅲに相当する分別収集区分を目指すためには、小型家電の循環的利用の方法について検討する必要がある。

2) 適正な循環的利用・適正処分の方法からみた本市の課題

以上により、本市における現状の分別区分について適正な循環的利用・適正処分の方法からみた本市の課題は以下の通りである。

○ 小型家電の循環的利用の方法の検討

表 5-1-2 処理システム指針における適正な循環的利用・適正処分の方法

分別収集区分		適正な循環的利用・適正処分の方法		本市における方法													
①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出原で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）こととなるため、分別の程度や混合収集する者の組合せに応じ、中間処理施設において遺物の除去、種類別の選別を行い、種類に応じて圧縮又は梱包を行う。 付着した汚れの洗浄が困難なものについて、容器包装に係る分別収集の対象からの適切な除去を図る。 ガラスびんについてはリターナブルびんとそれ以外を分別・選別する。		・アルミ・スチール缶の回収業者等への売却等による再生利用	分別収集し選別後、回収業者へ売却。 (プラスチック製容器包装は、サーマルリサイクルしており、分別収集はしていない。)												
	①-2 ガラスびん			・容器包装リサイクル協会の引取等による再商品化													
	①-3 ペットボトル			・リターナブルびんについて、びん商等への引渡しによる再利用													
	①-4 プラスチック製容器包装			・除去した異物について、熱回収施設で適正処分													
	①-5 紙製容器包装																
②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		排出原で分別し、集団回収又は行政回収により集め、必要最小限の異物除去、必要に応じて梱包等を行い、そのまま売却		・回収業者等への売却等による再生利用 ・除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分	分別収集し、回収業者へ売却。												
③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス		排出原で分別する	<table border="1"> <tr> <td>生ごみ</td> <td>・飼料化 ・堆肥化 ・メタン化（生ごみに併せ紙ごみ等のセルロース系のもをメタン化することもある）</td> </tr> <tr> <td>廃食用油</td> <td>・バイオディーゼル燃料化（メチルエステル化する）</td> </tr> <tr> <td>剪定枝等木質ごみ</td> <td>・堆肥化・チップ化</td> </tr> </table>	生ごみ	・飼料化 ・堆肥化 ・メタン化（生ごみに併せ紙ごみ等のセルロース系のもをメタン化することもある）	廃食用油	・バイオディーゼル燃料化（メチルエステル化する）	剪定枝等木質ごみ	・堆肥化・チップ化	・回収した堆肥・飼料の適正利用、チップの燃料利用 ・回収したメタンの発電や燃料としての利用、バイオディーゼル燃料の燃料利用 ・除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分	現段階では分別収集していない。						
生ごみ	・飼料化 ・堆肥化 ・メタン化（生ごみに併せ紙ごみ等のセルロース系のもをメタン化することもある）																
廃食用油	・バイオディーゼル燃料化（メチルエステル化する）																
剪定枝等木質ごみ	・堆肥化・チップ化																
		排出原で分別せず燃やすごみと混合収集し、生ごみ等のバイオマスを選別	・メタン化														
④小型家電		排出原で分別するか、又は他の区分と混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）		・認定事業者等への引渡しによる有用金属の回収・再資源化	現段階では分別収集していない。												
⑤燃やすごみ		ストーカ方式等による従来型の焼却方式（灰溶融方式併設を含む）	<table border="1"> <tr> <td>焼却灰</td> <td>最終処分場で適正処分</td> </tr> <tr> <td>セメント原料化</td> <td></td> </tr> <tr> <td>灰溶融しスラグ化</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ばいじん</td> <td>薬剤等により安定化処理し最終処分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>セメント原料化</td> </tr> <tr> <td></td> <td>山元還元</td> </tr> </table>	焼却灰	最終処分場で適正処分	セメント原料化		灰溶融しスラグ化		ばいじん	薬剤等により安定化処理し最終処分		セメント原料化		山元還元	・焼却に当たっては回収した熱をエネルギーとしてできる限り利用することを基本とする。エネルギー利用は、発電及び蒸気又は温水による熱供給（発電と熱供給の組合せを含む）をできるだけ行うこととする。	ごみ焼却施設にて焼却後、焼却残渣は最終処分場で適正処分している。
焼却灰	最終処分場で適正処分																
セメント原料化																	
灰溶融しスラグ化																	
ばいじん	薬剤等により安定化処理し最終処分																
	セメント原料化																
	山元還元																
⑥燃やさないごみ		金属等の回収、燃やせる残さの選別、かさばるものの減容等の中間処理		・金属等の回収業者等への売却等による再生利用 ・除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分	リサイクル施設にて破碎・選別。												
⑦その他専用の処理のために分別するごみ		性状に見合った処理及び保管		・性状に見合った再生利用又は適正処分	現段階では分別収集していない。												
⑧粗大ごみ		修理等による再使用、金属等の回収、燃やせる残さの選別、かさばるものの減容等の中間処理		・修理等して再使用 ・金属等の回収業者等への売却等による再生利用 ・除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分	リサイクル施設にて破碎・選別。												

3. 一般廃棄物処理システム評価項目による課題の抽出

1) 一般廃棄物処理システム評価項目の内容

処理システム指針では、市町村は自らの一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明できるよう努める必要があるとされている。

その客観的な評価のための標準的な評価項目を以下に示す。

表 5-1-3 一般廃棄物処理システムの標準的な評価項目

視点	指標で測るもの	指標の名称	単位	計算方法	指数化の方法	指数の見方
循環型社会形成	廃棄物の発生	人口一人一日のたごみ総排出量	kg/人・日	(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)÷計画収集人口÷365日(又は366日。以下同じ。)	(1-[実績値-平均値]÷平均値)×100	指数が大きいほどごみ総排出量は少なくなる
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率	t/t	総資源化量÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)	実績値÷平均値×100	指数が大きいほど資源回収率は高くなる
	エネルギー回収・利用	廃棄物からのエネルギー回収量	MJ/t	エネルギー回収量(正味) ^{※1} ÷熱回収施設(可燃ごみ処理施設)における総処理量	実績値÷平均値×100	指数が大きいほどエネルギー回収量は多くなる
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	t/t	最終処分量÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)	(1-[実績値-平均値]÷平均値)×100	指数が大きいほど最終処分される割合は小さくなる
防地球温暖化	温室効果ガスの排出	廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口一人一日当たり排出量	kg/人・日	温室効果ガス排出量(正味) ^{※2} ÷人口÷365日	(1-[実績値-平均値]÷平均値)×100	指数が大きいほど温室効果ガスの排出量は少なくなる
サービス共	廃棄物処理サービス	住民満足度	-	アンケート調査等による評価	実績値÷平均値×100	指数が大きいほど住民満足度は高くなる
経済性	費用対効果	人口一人当たり年間処理経費	円/人・年	廃棄物処理に要する費用÷計画収集人口	(1-[実績値-平均値]÷平均値)×100	指数が大きいほど一人当たり処理経費は少なくなる
		資源回収に要する費用	円/t	資源化に要する総費用(正味)÷総資源化量	(1-[実績値-平均値]÷平均値)×100	指数が大きいほど費用対効果は高くなる
		エネルギー回収に要する費用	円/MJ	エネルギー回収に要する総費用(正味)÷エネルギー回収量(正味)	(1-[実績値-平均値]÷平均値)×100	指数が大きいほど費用対効果は高くなる
		最終処分減量に要する費用	円/t	最終処分減量に要する総費用÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)	(1-[実績値-平均値]÷平均値)×100	指数が大きいほど費用対効果は高くなる

2) 一般廃棄物処理システム評価項目による比較

前頁の評価項目について、本市の状況を確認するために一般廃棄物処理実態調査票等から確認できる宮城県・全国の結果との比較を以下に示す。

なお、本計画ではデータの把握が可能な「人口1人1日当たりごみ総排出量」、「廃棄物からの資源回収率」、「廃棄物のうち最終処分される割合」、「人口1人当たり年間処理経費」の4指標について整理しており、宮城県・全国分は一般廃棄物処理実態調査票、本市分は本計画内で整理したデータを用いている。

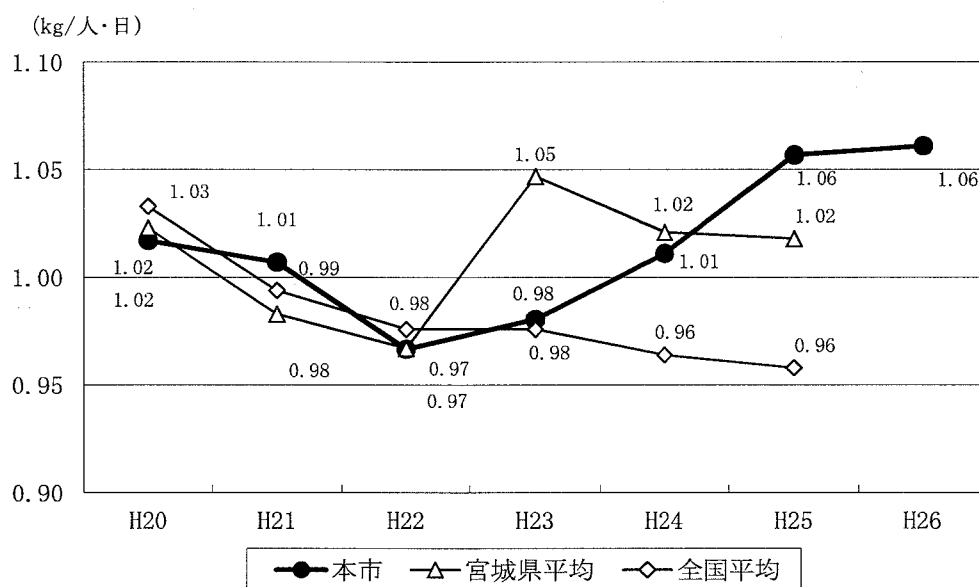


図 5-1-1 人口1人1日当たりごみ総排出量

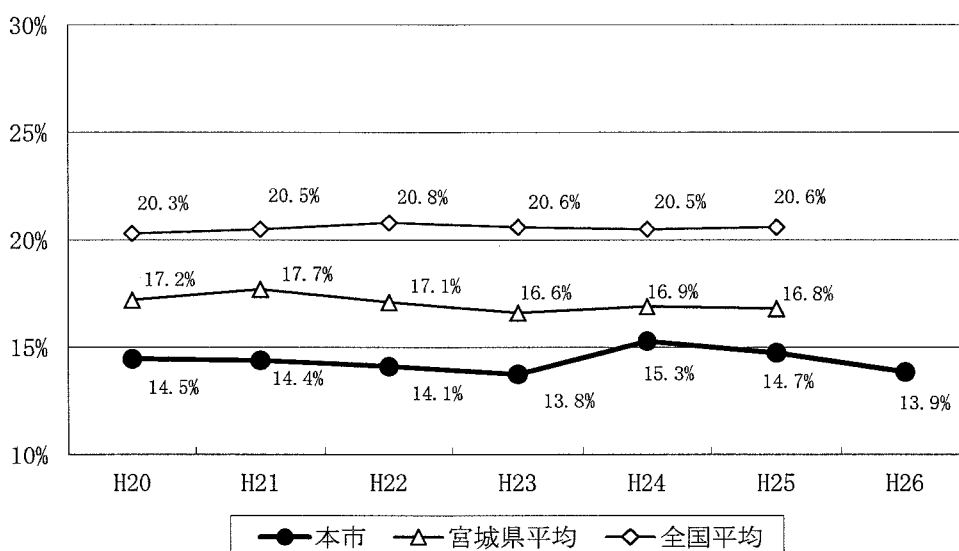


図 5-1-2 廃棄物からの資源回収率

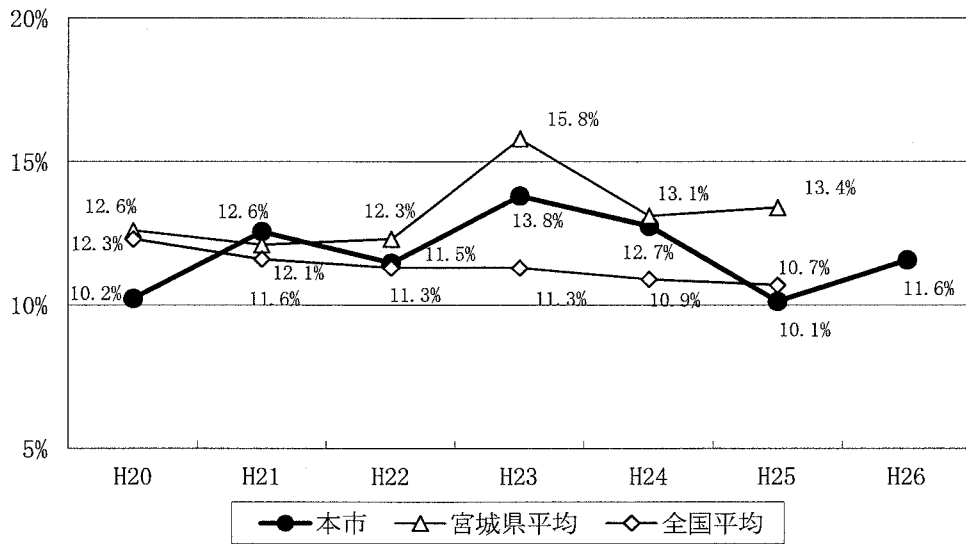


図 5-1-3 廃棄物のうち最終処分される割合

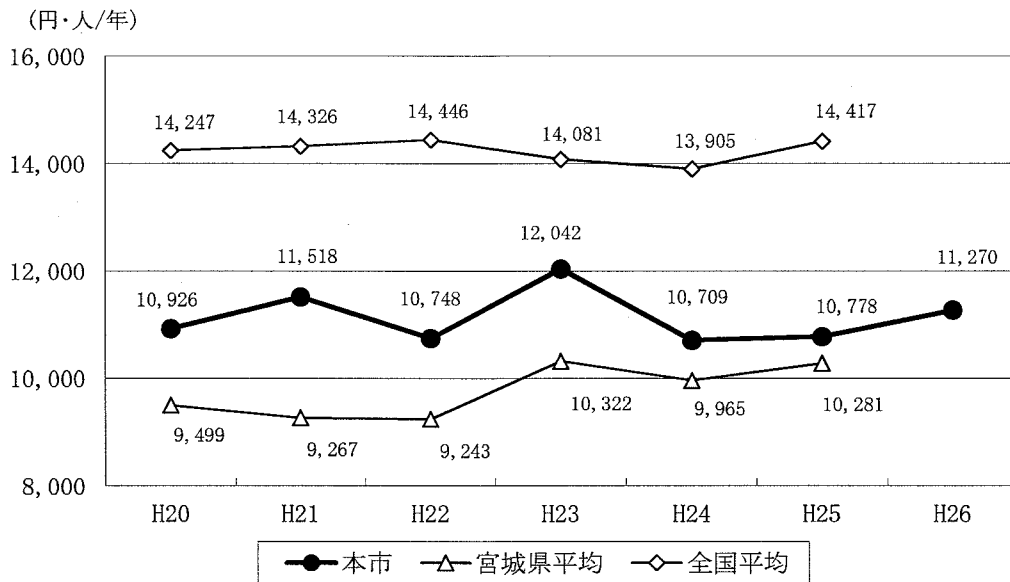


図 5-1-4 人口1人当たり年間処理経費

3) 一般廃棄物処理システム評価項目からみた本市の状況と課題

一般廃棄物処理システム評価項目からみた、本市の状況と課題について以下に示す。

(1) 人口1人1日当たりごみ排出量

人口1人1日当たりごみ排出量は、全国平均は平成20年度以降、宮城県平均は平成23年度以降減少傾向にあるが、本市は、平成22年度以降増加傾向にある。具体的には、震災前の平成22年度実績は全国平均と同値であったが、平成25年度実績では全国平均に対して約110%、宮城県平均に対して約105%の値である。

また、平成26年度において、国の総排出量に係る目標値は達成しているが、県の1人1日当たりのごみ排出量に係る目標値については達成できていない状況である。

表 5-1-4 ごみ量に係る国・県の目標値

	国の目標 [※]	県の目標 ^{※※}
平成27年度	総排出量約5%削減 (対平成19年度)	排出原単位930g/人・日
平成26年度実績	-12.6%	1,061g/人・日

※：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

※※：宮城県循環型社会形成推進計画

(2) 廃棄物からの資源回収率

廃棄物からの資源回収率（リサイクル率）については全国平均・宮城県平均同様にほぼ横ばいの推移となっているものの、定常的に全国平均・宮城県平均よりも低い状況にある。

また、排出事業者から資源化事業者へ直接引き渡される資源量や、大規模店舗からの資源量を加味した場合の平成26年度実績値は33.6%で、国や県の目標値を達成しているが、それらを除いた場合は13.9%であり、国や県の目標値を達成していない状況である。

表 5-1-5 資源回収率（リサイクル率）に係る国・県の目標値

	国の目標 [※]	県の目標 ^{※※}
平成27年度	25%	30%
平成26年度実績	13.9%	

※：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

※※：宮城県循環型社会形成推進計画

(3) 廃棄物のうち最終処分される割合

廃棄物のうち最終処分される割合については、増減を繰り返しているが、概ね全国平均よりも低く、宮城県平均よりも高い値を示している。

また、平成 26 年度において、国の最終処分量に係る目標値と、県の最終処分率に係る目標値はどちらも達成している。

表 5-1-6 最終処分に係る国・県の目標値

	国の目標 [※]	県の目標 ^{※※}
平成 27 年度	最終処分量約22%削減 (対平成19年度)	最終処分率12.0%
平成 26 年度実績	-25%	最終処分率11.6%

※ : 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

※※ : 宮城県循環型社会形成推進計画

(4) 人口 1 人当たりの年間処理経費

人口 1 人当たりの年間処理経費は、全国平均と本市は概ね横ばいであるが、宮城県平均は平成 22 年度以降増加傾向にある。本市の年間処理経費は、全国平均より低く、宮城県平均よりは高い値で推移している。

よって、一般廃棄物処理システム評価項目から考えられる本市のごみ処理に関する課題は以下といえる。

- 1人1日当たりのごみ排出量の削減
- 資源回収率（リサイクル率）の向上

第2節 減量化・資源化の課題

前節では、処理システム指針の考え方に則って本市のごみ処理に係る課題を抽出したが、処理システム指針上は顕在化しない本市特有のごみ処理に係る課題もあり、減量化・資源化の課題としては、以下の項目が挙げられる。

○ 排出者の意識向上・啓発活動

○ 集団資源回収の推進

1. 排出者の意識向上・啓発活動

新しい法律を制定し、最新施設を整備し、「ごみの排出抑制」や「資源のリサイクル推進」を訴えたとしても、ごみの減量化や資源化の向上の鍵は、排出者である住民一人ひとりの意識によるところが大きい。

啓発活動方法として最も普及しているのは、冊子やチラシ、ポスターなどの紙メディアであり、日本全国において様々な種類の紙メディアが用いられているが、「ポスターの掲示」、「冊子・チラシの作成や配布」、「制度の公布」だけでは、高い啓発効果が得られないことが考えられる。

様々なメディアを用いた行動、あるいはそれと関連した複数の活動を展開するなど、より効果の高い啓発活動を進めていく必要がある。

2. 集団資源回収の推進

本市の集団資源回収については、報奨金交付団体数・実施回数・回収量の全てが減少傾向にあり、特に平成22年度から東日本大震災が起こった平成23年度にかけて著しい減少が見られる。減少傾向の原因としては、震災の影響以外にも、量販店における資源物店頭回収の普及や容器包装の軽量化、情報通信技術の発達に伴う新聞・雑誌等の消費量の減少などが推測される。

そのような状況の中、本市としては、集団資源回収の推進に向け、報奨金制度の見直し等も含め、集団資源回収の啓発活動を進めていく必要がある。